

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

倉敷市長 伊 東 香 織

市町村名 (市町村コード)	倉敷市 (33202)
地域名 (地域内農業集落名)	船穂町船穂・船穂町水江・船穂町柳井原 (畑谷・一心・宮原・堅盤谷・加瀬、柿木・川筋・田之内・鶏尾・平石・中山、千行・北谷・東北谷・西之谷・市場・一之丁南・上鳥向・沖・福島・中新田3・中新田1・中新田2・下鳥向・元組・大舟尾・前谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月19日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は主に、平地では水稻、傾斜地では果樹(マスカット等)、花き(スイートピー)などの多様な作目が栽培されている。水稻地域では今後高齢農家の離農が見込まれるため、数名の大規模担い手への農地の集積が進むことが予想されるが、担い手間でのゾーニングによる集約化や、畦畔除去による区画拡大等の簡易な整備による条件改善などが課題となる。園芸産地ではJAの生産部会を通じて、新規就農者の参入も見られるが、新規就農者を受け入れるための条件の良い園地の確保が難しく、産地の維持・発展のため園地の流動化等が課題となっている。

【区域の基礎的データ】

- ・認定農業者:51経営体、認定新規就農者:6経営体
- ・主な作物:水稻、ぶどう、花き(スイートピー)等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域内の農業者は高齢化により今後離農者が増加することが想定されるため、認定農業者、認定新規就農者を中心に農地の集積・集約化を図る。産地の維持・発展のために新たな担い手の確保・育成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	217.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	217.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域内の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積を進めるとともに、耕作者の交換等により農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸付意向のある農地を農地中間管理機構に貸し付け、段階的に担い手への集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
畦畔除去による農地の区画拡大等の簡易な整備の検討により、効率的に営農できる農地の確保を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JA等と相談体制を確立し、農地貸借手続きや技術的指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域の担い手への作業委託により合理化を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				